

公益財団法人日本スポーツ協会
令和7年度第6回理事会議事録

日 時 令和8年3月4日(水) 14:00~15:40

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12階大会議室「スタジアム」
※Web会議を併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、益子直美、田中不二夫の各副会長、森岡裕策専務理事、山本浩、勝田隆、岩田史昭の各常務理事、植田実、鹿島丈博、木平芳定、工藤保子、櫻井由香、中嶋実、橋本聖子、旗生康之、村松さやか、湯川和之、吉岡成子の各理事

<監事>

久保直生、藤田裕司の各監事

Web出席者

<理事>

三宮恵利子副会長、飯塚悟、池田めぐみ、石井砂織、浦美奈子、笠師久美子、小寺洋、室伏由佳の各理事

<監事>

藤原誠監事

Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数28名、うち出席26名で、定款第37条に基づき理事会成立。

定款第34条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第1号:令和8年度事業計画及び予算について

(事業計画:森岡専務理事、予算:岩田常務理事)

令和8年度事業計画について、以下のとおり説明。

「Ⅰ.事業方針」として、「スポーツ宣言日本」において示された、スポーツが果たすべき使命を踏まえ、令和5年3月に策定した「JSPO中期計画2023-2027」に基づき、各委員会において策定しているアクションプランや事業計画の取組を、加盟団体をはじめ関係機関・団体などと連携・協力しながら、着実に実行する。

さらに、国が進める運動部活動改革への主体的対応を通じて、持続可能な地域スポーツ環境の構築に貢献していく。

「Ⅱ.事業内容」、「<公1>国民スポーツ推進事業」のうち「1.スポーツイベント開催・競

「技力向上」では、国民スポーツ大会および日本スポーツマスターズの開催を中心に、「JAPAN GAMES」として、“する・みる・ささえる”といったスポーツのオモシロさに触れる機会を拡充し、スポーツの価値の最大化と各大会の認知・魅力発信を図る。

また、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」から示された提言を踏まえ、国スポ改革の推進などに取り組んでいく。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、韓国・中国・ドイツを中心とした国々との相互交流を通じ、相互理解を深め平和と友好の促進に努める。

また、ASEAN 諸国における生涯スポーツ基盤づくりへの貢献として、アクティブ・チャイルド・プログラム(JSPO-ACP)を活用した連携・協力を推進する。

なお、令和 8 年度からドイツとの青少年スポーツ交流事業を国庫補助事業として実施する。

「3. スポーツ少年団育成」では、運動部活動改革を踏まえた、地域に根差したジュニアスポーツ環境の整備として、スポーツ少年団の理念を体現した地域に貢献する指導者・リーダーの育成、「JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH」をはじめとした各種交流大会や国際交流の実施、スポーツ少年団組織の充実強化と加入促進に取り組むとともに、スポーツ少年団と総合型クラブの連携体制の構築に取り組む。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、運動部活動の地域展開の受け皿として期待される総合型クラブの質的向上として、国・都道府県と連携し、登録・認証制度の適切な運用を通じた総合型クラブの質的充実を図る。また、全国 9 ブロックのネットワーク強化と横断的連携の促進に取り組むとともに、総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築に取り組む。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、運動部活動改革の基盤を支えるスポーツ指導者の質と量の確保として、適切な知識・技能を備え、使命と責務を担うスポーツ指導者の養成を進めるとともに、管理システム、マッチング機能の活用を推進する。

また、全国会議や研修会の開催により、スポーツ指導者の多様なニーズに応じた指導力と理解力の向上に取り組む。

「6. スポーツ医・科学推進」では、スポーツ推進を支える多様な医・科学研究プロジェクトを実施し、JSPO-ACP の普及啓発やスポーツ活動中の熱中症事故予防をはじめ、国スポにおけるドーピング検査やアンチ・ドーピング教育・啓発によるクリーンなスポーツ環境の確保に取り組む。

「7. 広報活動推進」では、情報誌「Sport Japan」の発行やデジタルコンテンツの運営を通じ、JSPO の価値およびブランド力の向上を図る。

また、スポーツ指導者をはじめ、スポーツ関係者・愛好者へのタイムリーな情報発信に取り組む。

「8. 社会貢献活動推進」では、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰などの各種顕彰事業を実施するとともに、スポーツにおける暴力行為等根絶に向けた各種取組、スポーツボランティアの活動支援により、スポーツが持つ社会的価値の拡大に取り組む。

「9. 組織体制充実・強化」では、各種事業を推進するうえで必要な自己財源確保のための寄付金の募金活動の実施、JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE の日本オリンピ

ック委員会との共同管理、運営に努める。

収益事業として実施する「<収 1>マーケティング事業」では、JSPO ファンの獲得と組織の収益力の強化を図るため、JSPO ブランド力を強化する取組や「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得などに努める。

「<収 2>出版物等販売事業」では、総合情報誌「Sport Japan」やスポーツ指導者向けの教本販売などにより、当協会の財源確保に努める。

「<他1>加盟団体組織体制促進事業」では、スポーツ団体ガバナンスコードに関する取組を通じて、加盟団体のガバナンスの向上に取り組む。

ローマ数字Ⅲ、「組織運営および財務基盤の確立」については、これら事業の推進にあたり、各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努める。

また、より一層のガバナンスとコンプライアンスの強化により、組織運営の健全性の維持・確保に努める。

さらに、「JSPO 人材育成計画 2023-2027」に基づく人材育成、「JSPO 財務計画 2023-2027」に基づく財政基盤の確立を通じて、中期計画の実現を下支えしていく。

令和 8 年度予算についても、以下のとおり説明。

令和 8 年度予算のうち、経常収益については、金利上昇による「特定資産運用益」の増、公認スポーツ指導者登録料を段階的に引き上げることによる「受取登録料」の増、各種講習会・研修会等の参加料の改定による「事業収益」の増、国庫補助金の増額による「受取補助金等」の増などにより、前年度に対して約 1.6 億円増の 42.6 億円を計上。

経常費用については、事業費のうち、「国際交流事業」において、日・韓・中ジュニア交流競技会が 3 カ国持ち回りの日本開催年にあたることによる滞在費や会場費等の増額、「各種システム運用」において、公認スポーツ指導者やスポーツ少年団などの登録管理にかかる業務委託費の増額、などにより、前年度に対して約 1.1 億円増の 45.4 億円を計上。

以上により、経常収益と経常費用の差は約 2.9 億円の費用超過となるが、その内、約 1.4 億円は、主に当会館「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」関連の減価償却費用であり、それを除く経常収支は約 1.5 億円の費用超過となる。

大変厳しい財務状況下ではあるが、「JSPO 中期計画 2023-2027」の着実な実行、並びに「My JSPO」システム構築に向けた初期投資に注力した予算編成としている。

さらには、物価高騰や人件費の増により費用全体が押し上げられるなか、効果的・効率的な事業実施によるコスト削減に取り組むとともに、収益増による財源確保を目指していく。

以上、令和 8 年度事業計画、内閣府への提出資料、令和 8 年度予算、資金調達および設備投資の見込みについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

第 2 号：当協会への加盟について

(岩田常務理事)

去る、令和 8 年 1 月 21 日開催の令和 7 年度第 1 回加盟団体審査委員会において、一

一般社団法人日本パデル協会、一般社団法人全日本囲碁連合の加盟について審議した結果、当協会加盟申請審査要項に定める加盟団体としての基準を満たしていると判断し、本理事会において審議するもの。

<一般社団法人日本パデル協会(略称:JPA)>

一般社団法人日本パデル協会は、承認団体としての加盟申請となる。

加盟希望理由は、パデル競技の信頼性向上と組織運営の透明性確保、他競技団体との連携強化を図るほか、指導者資格制度の整備を進めるとともに、社会的信用を高め、パデル競技の地位確立とスポーツ文化の構築を目指すためとしている。

日本パデル協会は、平成 28(2016)年 1 月に任意団体として活動を開始後、同年 6 月に一般社団法人に移行し現在に至る。

主な事業は、パデル競技の普及・振興、大会等の開催、指導者の養成および資格認定、国際大会へ参加する代表選手の選考、派遣。

都道府県組織は、8 都府県に関連組織を整備しており、そのうち都道府県スポーツ協会への加盟はない。

パデルは、1970 年代にスペインで誕生した、テニスとスカッシュの魅力を融合させたラケットスポーツ。ヨーロッパを中心に普及しており、IF である国際パデル連盟には 100 か国加盟している。

<一般社団法人全日本囲碁連合(略称:JGOF)>

一般社団法人全日本囲碁連合は承認団体としての加盟申請となる。

加盟希望理由は、囲碁およびペア碁を「伝統文化」とすると同時に「スポーツ」として再認識し、その競技性と教育的価値の両面から広く発信すること、そして、当協会と連携し、普及促進や競技力の向上を目指すこととしている。

全日本囲碁連合は、平成 22(2010)年に任意団体として設立後、令和元(2019)年に一般社団法人に移行し現在に至る。

主な事業は、代表選手の選定・派遣、競技ルールの取り決め、選手の育成・指導・強化、アンチ・ドーピングへの教育と啓発などに関する事業。

都道府県組織は、11 道府県に関連組織を整備しており、そのうち都道府県スポーツ協会への加盟はない。

類似団体に関して、国内には囲碁関連の組織として日本棋院、関西棋院、日本ペア碁協会の 3 団体が存在しているが、その 3 団体は一般社団法人全日本囲碁連合を構成する、いわゆる社員であり、その他に類似団体はない。

囲碁は、年齢、性別、障がいの有無に関係なく誰もが共通のフィールドで参加可能な競技であり、「遊び」という要素に加え「競技性」や「技能性」を兼ね備えている。また、国際総合競技大会としては、2010 年の第 16 回アジア競技大会で正式競技として採用され、本年 9 月に愛知で開催される第 20 回アジア競技大会には、文化公認プログラムとしての国際大会開催が決定しているなど、世界的にも「マインドスポーツ」というスポーツの 1 つの分野として広く認知されている。

以上、一般社団法人日本パデル協会および一般社団法人全日本囲碁連合を承認団体として、当協会の加盟団体とすることについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。本件については、令和 8 年 6 月開催予定の定時評議員会へ付議される。

(中嶋理事)

スポーツの定義には様々な考え方があるが、どのような基準を満たしていれば JSPO へ加盟できるのか。

(岩田常務理事)

当協会では加盟申請審査要項において 6 つの要件を定めている。加盟団体審査委員会において、これらの要件に照らして審査を行い、この度、当協会の加盟団体として承認することとなった。

(森岡専務理事)

日本 e スポーツ協会の加盟時にも、スポーツは、人々が身体を動かし競い合い、楽しむ行為が文化として発展したものであることを確認した。

囲碁競技についても、マインドスポーツとして「遊び」という要素に加え「競技性」や「技能性」を兼ね備えており、スポーツの特徴を備えていると整理した。

(遠藤会長)

東京オリンピック・パラリンピックの招致活動の際、スポーツアコードにチェスやブリッジといった競技もスポーツ団体として加盟していた。囲碁競技については、前回のアジア大会では正式競技として、今回のアジア大会では文化公認プログラムとして実施が決定している。

こうした IOC や世界の流れも踏まえ、当協会としても加盟審査を行っている。

(勝田常務理事)

言葉の定義としてオーガナイズドスポーツとノンオーガナイズドスポーツがある。当協会が加盟団体として審査を行う際には、主な事業に記載のある通り、統一したルールや合意形成の仕組みが備わっているかなど、統括団体としての資質といった観点も確認することが重要である。

(木平理事)

承認団体は加盟有効期限内に準加盟団体になる必要があるが、これまで有効期限内に準加盟団体になれず加盟を外れたケースはあるか。

(岩田常務理事)

承認団体として最初に加盟した団体が、令和 8 年 3 月に初めて加盟有効期限を迎えることとなる。したがって、これまでにそのようなケースはない。

第 3 号:加盟団体の区分変更について

(岩田常務理事)

去る、令和 8 年 1 月 21 日開催の令和 7 年度第 1 回加盟団体審査委員会において、一般財団法人日本ジャンプロープ連合について審議した結果、当協会加盟申請審査要項に定める準加盟団体としての基準を満たしていると判断し、本理事会において審議するもの。

加盟団体規程では、第 1 章第 4 条第 2 項にて、「承認団体の加盟有効期間は、加盟後

に迎える 5 度目の 3 月 31 日までとし、それまでに準加盟団体とならなければ、承認団体としての資格を自動的に失う。」と定めている。

日本ジャンプロープ連合は、令和 4 年 6 月 24 日に当協会の承認団体として加盟しているため、承認団体としての加盟有効期間は令和 9 年 3 月 31 日となるが、この度、準加盟団体としての要件をすべて満たしたことから、準加盟団体への区分変更に関する申請があった。

日本ジャンプロープ連合は、任意団体として平成 8(1996)年に設立後、特定非営利活動法人を経て令和 3(2021)年から一般財団法人に移行し活動をしている。

主に国内の普及・振興、国際大会および国内大会の開催や関連業務、選手、指導員、審判員等の人材育成などの事業を行っている。

都道府県組織数としては、現時点で 20 団体整備されており、都道府県組織における都道府県スポーツ協会への加盟実績は、令和 4 年度に承認団体として加盟した当時 0 支部であったが、これまでに福井県、岡山県、沖縄県の 3 支部が各県スポーツ協会へ加盟している。

以上、一般財団法人日本ジャンプロープ連合の準加盟団体へ区分変更することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。本件については、令和 8 年 6 月開催予定の定時評議員会へ付議される。

第 4 号：標章規程の改定について

(森岡専務理事)

国民体育大会は、令和 6 年開催の第 79 回大会から、「国民スポーツ大会」に名称変更し、大会マークとして「JAPAN GAMES マーク」を制定した。

また、JAPAN GAMES ブランドとして、「JAPAN GAMES MASTERS」、「JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH」のロゴを制定した。

これに伴い、第 2 条の第 4 項、第 5 項、第 10 項において、JAPAN GAMES に関する標章の定義を追記した。

また、JAPAN GAMES に関係する改定ではないが、第 7 項は、「日本スポーツグランプリ」に関係する標章の定義を他の標章に合わせた表現に変更、第 11 項は、女性スポーツ委員会の活動名称である「SPORT HAPPINESS FOR WOMEM」に関係する標章の追加を行った。

以上、日本スポーツ協会規程の改定および本規程の改定により関連規程における条番号の変更等が生じる場合は、遠藤会長に一任することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 5 号：特定費用準備資金等取扱規程の改定について

(森岡専務理事)

昨年 4 月から施行となった公益法人制度改革に関連する法令等の改正に伴い、特定費用準備資金等の名称および取扱いの一部が変更となったことから、規程の名称を「公益充

実資金等取扱規程」にするとともに、内容の一部を改定する。

公益目的として将来の費用や資産取得に対して積み立てた資産が、「公益充実資金」として取り扱われることとなるが、当協会では、これまで将来の費用のために特定費用準備資金として積み立てている「会館修繕費用準備引当資産」と、資産取得資金として積み立てている「スポーツ情報システム構築引当資産」が該当する。

具体的な改定内容としては、名称を「日本スポーツ協会公益充実資金等取扱規程」に変更するほか、第 2 条に公益充実資金の定義、第 4 条から第 6 条に公益充実資金の取扱い、第 10 条に公益充実資金の公表に関する内容をそれぞれ追記する。

また、その他、法令等変更に伴う内容や文言の修正を行う。

なお、本改定の施行日は、令和 8 年 3 月 4 日としている

以上、特定費用準備資金等取扱規程の改定および本規程の改定により、関連規程における条番号の変更や軽微な文言の変更等が生じた場合の対応は、遠藤会長に一任することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 6 号:利益相反取引の承認について

(岩田常務理事)

当協会が国民スポーツ大会に関する諸業務を進めるにあたり、当協会が社員となって設立した「一般社団法人国スポサポートセンター」に対し、記載の内容の業務委託を行うことに関し、「一般法人法」に基づき、予め利益相反取引の承認を求めるもの。

契約先は、「一般社団法人国スポサポートセンター」、委託する業務内容は、国スポ開催地へのヒアリング調査、国スポ委員会等の各種会議の資料等準備にかかる作業、競技団体との調整業務等とする。

契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、契約金額は、相当する業務請負の市場価格以下とし、但し、1 年間の総取引金額は税込 50 万円を超えないものとする。

契約理由は、国スポ開催地の実情を踏まえた合理的な大会開催準備等に関するノウハウを提供することを目的として設立した同センターと、当協会が一体となって大会の改革を実現していくため、業務の一部を委託し協働することが効率的・効果的であると判断したため。

当協会理事である遠藤会長、森岡専務理事、山本常務理事、岩田常務理事が、同センターの役員であり、特別の利害関係を有する者に該当する。

以上、利益相反取引の承認について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下のとおり報告。

(1) 令和 8 年度スポーツ振興基金助成金の要望について

(岩田常務理事)

令和7年7月開催の第3回理事会において、遠藤会長に要望額を一任することを決議していた、令和8年度スポーツ振興基金助成金について以下の通り要望額が決定した。

令和7年度交付決定額に対し、6百49万円増の1千9百3万1千円とした。

<スポーツ振興基金助成(日本スポーツ振興センター)要望額>

- ・エンジョイ！軟式野球フェスティバル 2026: 813万6,000円
(令和7年度交付決定額比 396万8,000円増)
 - ・エンジョイ！バレーボールフェスティバル 2026: 742万8,000円
(令和7年度交付決定額比 138万9,000円増)
 - ・エンジョイ！剣道フェスティバル 2027: 346万7,000円
(令和7年度交付決定額比 113万3,000円増)
- 合計 1903万1,000円
(令和7年度交付決定額比 649万円増)

(2) 日本スポーツ会議 2026 の終了について

(森岡専務理事)

日本スポーツ会議 2026 が令和8年1月19日に開催された。本会議は、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構が主催、当協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会の統括3団体が共催となり、今回で4回目の開催となった。

今回は、「スポーツ財源について～スポーツ基本法の改正を受けて～」を全体テーマとし、遠藤会長の基調講演をはじめ、統括3団体の2026年の取組や、NSPCの各団体の活動に関する講演、またスポーツ振興くじ等の活用についてパネルディスカッションなどが行われた。

当協会からは、森岡専務理事が「2026年の年頭にあたり～地域スポーツの展望～」として本年の当協会の取組に関する講演を行うとともに、勝田常務理事がパネルディスカッションのパネリストとして登壇した。

(3) JSPO 加盟団体における女性役員数(令和7年10月1日付)について

(室伏理事)

本調査は、内閣府からの依頼に基づき、毎年実施している。令和7年度は、令和8年1月から2月にかけて全129加盟団体を対象に実施し、回答率は100%となった。

調査結果概要は以下のとおり。

- 女性理事の人数(全129加盟団体)
理事総数2,896名のうち、女性理事は807名となり、前年から84名増加
- 女性理事の割合
 - 全129加盟団体の平均:
29.4%(前年:27.2%、前年度から2.2ポイント増)
 - 中央競技団体の平均(正加盟・準加盟69団体)
34.7%(前年:32.7%、前年から2.0ポイント増)
 - 都道府県スポーツ協会の平均

- 21.2% (前年:18.3%、前年から 2.9 ポイント増)
- 40%以上の団体数
全体では 129 団体中 40 団体 (前年:30 団体、前年から 10 団体増)
中央競技団体では 69 団体中 30 団体 (前年:23 団体、前年から 7 団体増)
- 外部理事の割合
 - 中央競技団体の平均(正加盟・準加盟 69 団体)
全理事の 29.7% ※42 団体(61%)が25%以上を達成
 - 女性外部理事(正加盟・準加盟 69 団体)
全女性理事の 41.0%、全外部理事の 47.6%
- 女性業務執行理事の割合
 - 中央競技団体の平均(正加盟・準加盟 69 団体)
18.5%
 - 都道府県スポーツ協会の平均
6.3%

今回の調査では、女性理事に関し、中央競技団体では外部理事としての登用が多い状況、加盟団体全体では業務執行理事としての登用が限定的である状況も確認された。

一方で、女性理事の登用が着実に進呈していることは、スポーツ団体ガバナンスコードにて示された「外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)」という数値目標を達成するために、各団体が取り組みを進めてこられた結果であると評価できる。

ガバナンスコードが求める「多様性の確保」に向けては、数値目標の達成と平行として、本質的な部分の改善が必要と考えられる。

具体的には、性別に関わらず誰もが活躍できる環境を整備していくこと、多様な人々からの様々な意見を意思決定に活かすことができる仕組みを構築していくことが求められている。

そのため、本調査の結果を各加盟団体へ共有しつつ、まずは、数値目標の達成に向けた取組を支援するとともに、本質的な部分の改善に向けた事例収集や共有といった取組を進めていく。

2. スポーツ・インテグリティ関係

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

(1)公認スポーツ指導者の処分について

(工藤理事)

公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。公認スポーツ指導者 3 名について、処分審査会において審査し、以下のとおり処分内容を決定した。

No.	登録状況 (公認スポーツ指導者資格 /スポーツ少年団登録)	性別	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる事実	処分内容 (公認スポーツ指導者資格 /スポーツ少年団登録)	処分の 効力発生日
1	スケートコーチ 4	女性	補助金の不適切な経理処理	資格停止 36 カ月	令和 7 年 12 月 17 日
2	スケートコーチ 1	男性	補助金の不適切な経理処理	資格停止 30 カ月	令和 8 年 2 月 8 日
3	スケートコーチ 1	女性	補助金の不適切な経理処理	資格停止 30 カ月	令和 8 年 2 月 8 日

(2)スポーツ団体ガバナンスコード適合状況(自己説明・公表)について

(工藤理事)

当協会では、更なるガバナンスの向上を目指し、自身のガバナンスコード適合状況を、年に 1 回更新し、ホームページで公表している。

令和 8 年 2 月 26 日開催の倫理・コンプライアンス委員会において、令和 7 年度における適合状況の確認を行い、最新の情報に更新した。

主な更新内容は以下の 4 点である。そのほか、軽微な内容の語句の更新を行っている。

➤ 審査項目通し番号 4

この審査項目では、今年度に役員が改選したため、外部理事および女性理事の割合を更新した。

➤ 審査項目通し番号 5

この審査項目では、外部評議員および女性評議員の割合を直近の数値に更新した。

➤ 審査項目通し番号 20、21

この審査項目では、今年度に倫理・コンプライアンス委員会の委員を改選したため、女性委員の人数および委員総数を更新した。

3. 国民スポーツ大会関係

国民スポーツ大会関係について、以下のとおり報告。

(1) 第 80 回国民スポーツ大会冬季大会(青森県)の終了について

(山本常務理事)

第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会は、令和 8 年 1 月 31 日から 2 月 8 日まで、青森県八戸市及び三沢市で開催した。

昨年 12 月に八戸市で震度 6 強を記録した地震の影響、青森市を中心とした豪雪による影響が心配されたが、関係の皆様のご多大なるご尽力により、盛会裏に終了した。

スキー競技会は、令和 8 年 2 月 14 日から 17 日まで、青森県大鰐町および秋田県鹿角市にて開催した。

青森県大鰐町での開催は平成 2 年以來 36 年ぶりの開催となった。

第 80 回大会は、青森県で冬季大会・本大会を開催する完全国スポとなるが、その幕開けとなる冬季大会が盛会裏に終了し、素晴らしいスタートを切ることができた。

企業協賛・PR 施策については、以下のとおり。

▶ JAPAN GAMES パートナープログラムの実施

当協会が獲得した JAPAN GAMES パートナー5 社、青森県が獲得した JAPAN GAMES パートナー6 社に支援をいただき、競技会場では各社様の企業ロゴ入り看板の掲出を行った。

▶ インターネット動画配信サービス「JSPO TV 国スポチャンネルの配信」

JAPAN GAMES パートナーの時事通信社様のご協力のもと、スケート競技会フィギュアスケート種目、アイスホッケー競技会のライブとアーカイブ配信を各開催地実行委員会と共同で行い、大会期間中は多くの方に視聴いただいた。

▶ JAPAN GAMES ブランド認知向上のための施策

競技会場内外へ JAPAN GAMES スイングバナーを掲出した。

冬季大会の開催地選定が大変厳しい中、また、短い期間で準備や運営にご尽力いただいた青森県および秋田県の皆様、スポンサー企業の皆様、関係者の皆様に重ねて御礼申し上げます。

(2) 第 83 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の開催地について

(山本常務理事)

令和 11 年に開催する第 83 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会について、去る令和 8 年 2 月 3 日に文部科学省・スポーツ庁とともに新潟県を訪問し、開催要請を行った。

今後、新潟県から正式な回答があり次第、改めて報告する。

なお、スケート競技会、アイスホッケー競技会の開催地については、現時点では未定である。

(3) 国スポ改革タスクフォースについて

(山本常務理事)

国スポ改革タスクフォースについては、今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議の「提言」で示された「大会の理念(根本原則)」を実現する大会について、議論をすることとしている。

理念は「トップアスリートと地域スポーツの好循環 人と地域の未来を創る」と示されており、その内容を「国スポコンセプト」として以下のとおり整理している。

【国スポコンセプト】

○トップアスリートが参加する我が国最高の総合競技大会

○ふるさと(郷土)を代表する選手が、スポーツを楽しみ大会をみる人やささえる人を巻き込む集い

○人づくり、地域づくりに貢献し、社会課題の解決に寄与するなど、誰もが主役となる国民の祭典

このような大会を目指すための改革案について、「Ⅰ.大会の特徴」、「Ⅱ.競技会等の形式」、「Ⅲ.負担軽減、関連事項」の順に議論することとしている。

タスクフォースは、令和 9 年 6 月までを任期としており、令和 7 年度はこれまでに 3 回会議を実施した。

令和 8 年度も引き続き、議論を進め、令和 8 年度の第 5 回会議の後に「中間まとめ(公表)」を行い、具体的な改革案について、令和 8 年度中に公表できるようにしたいと考えている。

最終的には、令和 9 年度に改革案を取りまとめ、国スポ委員会、理事会にて審議し、その後の改革案に基づき、諸規程案を作成する。

4. 国際交流関係

国際交流関係について、以下の通り報告。

(1) ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック視察の終了について

(森岡専務理事)

去る、2月6日から22日にかけて、イタリアで開催された第 26 回ミラノ・コルティナ冬季オリンピックの視察を行った。

当初は遠藤会長が視察予定であったが、公務の関係で、急遽参加が叶わなくなり、会長の名代として森岡専務理事と森田総務課長の2名で視察した。

今回の視察は、国際競技大会における競技運営や選手サポート体制はもとより、企業プロモーション、誹謗中傷の実態などを把握し、今後の当協会事業に活かすことを目的に実施した。

スピードスケート女子1500mの競技視察では、厳格なセキュリティと観客サービスとを両立させた会場運営、プロジェクションマッピングなどのデジタル技術や音楽を活用した演出、統制の取れたボランティア運営体制など、世界最高水準の大会運営を確認した。

国際競技大会は、競技力はもとより運営力や国の総合力を示す舞台であることを改めて認識した。

選手村および日本スポーツ振興センターサポート拠点では、医・科学サポートや情報分析などを含む総合的な支援体制が構築され、「チームとして勝つ」ための側面支援の重要性を実感した。

また、当協会の協賛社であるミズノ株式会社によるミズノハウスや TEAM JAPAN ハウスでは、洗練されたレイアウトや視覚イメージを通じた戦略的なブランドおよび日本文化発信の取組が展開され、体験型ブランディングの有効性を再認識した。

「TEAM JAPAN レセプション」では、国際間ネットワークの形成、スポンサーとの関係構築の重要性を確認した。

本視察を通じ、競技力向上には総合的な支援体制・組織連携・戦略的取組が不可欠であるとの示唆を得るとともに、大会運営におけるボランティアスタッフのトレーニングやホスピタリティーの重要性について改めて見識を深めることができた。

これらの知見を、国スポ改革やスポーツ医・科学推進、協賛社等とのパートナーシップ体制強化等に活かすこととしている。

(2) 第 2 回日韓中青少年冬季スポーツ交流(派遣)の終了について

(森岡専務理事)

本交流は、平成 28 年 9 月に開催された「第 1 回日中韓スポーツ大臣会合」における「3 カ国間の交流協力の拡大」の方針を踏まえ、日韓の 2 カ国間で行ってきた冬季スポーツ交流に中国を加えて開催することとなったもの。

中学生年代のジュニア競技者を対象に、韓国、日本、中国の順に持ち回りで実施し、昨年の第 1 回目は、韓国江原道他にて開催され、第 2 回目として日本の北海道で初めて開催した。

中国選手団については、本年 1 月末、選手団を派遣する中華全国体育総会から、本交流に先立って開催されたミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック競技大会への準備や対応のため、本交流に対して十分な参加者および人材を割り当てることができなくなったとのことから参加を見送る旨の連絡があった。

大変残念ではあったが、事情に鑑み承するとともに、韓国選手団を派遣する大韓体育会、開催地である北海道スポーツ協会、スポーツ庁をはじめとする関係機関と協議し、本交流が日本での初開催であること、本交流の実施目的である中学生世代の冬季スポーツを通じた交流の重要性に鑑み、日本と韓国の 2 カ国で実施し、名称は「日・韓・中青少年冬季スポーツ交流」のまま、第 2 回開催とした。

2 月下旬の 6 日間、森岡専務理事を団長とし、北海道スポーツ協会から選抜された中学生年代 132 名と韓国から派遣された 137 名の計 269 名が参加した。

期間中、札幌市、小樽市、苫小牧市、旭川市の各会場に別れて練習や公式試合が行われたほか、各地で文化探訪を行った。また、最終日前日には歓送夕食会も開催され、遠藤会長および橋本日本オリンピック委員会会長をはじめ、来賓の方々にも参加いただき、盛会裏に終了した。なお、来年度は、中国で開催を予定している。

その後、笠師理事からジュニア世代の競技力向上に繋がる事業であるとの感想とともに謝辞が述べられた。

5. 日本スポーツマスターズ関係

日本スポーツマスターズ関係について、以下のとおり報告。

(1) 日本スポーツマスターズ2027 静岡大会の会期について

(植田理事)

令和 8 年 2 月 18 日開催の日本スポーツマスターズ委員会にて、日本スポーツマスターズ2027 静岡大会の会期が決定した。令和 9(2027)年開催の日本スポーツマスターズの開催地は既に静岡県に決定しているが、会期についてはこれまで静岡県と協議してきた。

その結果、開会式は令和 9 年 9 月 17 日、各競技を令和 9 年 9 月 18 日から 21 日までの 4 日間に開催することとした。

一部競技については、例年と同様に会期前実施となり、水泳競技は国民スポーツ大会や他の国内競技大会との重複を避けるため、8 月 28 日、29 日の 2 日間とした。

また、ゴルフ競技は、従前からゴルフ場の営業等を考慮し平日開催としていること、他の国内競技大会との重複を避けるため、9 月 7 日から 9 日の 3 日間とした。

なお、実施競技については、現行の 13 競技とする。

6. 生涯スポーツ推進関係

生涯スポーツ推進関係について、以下のとおり報告。

(1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2026 の終了について

(岩田常務理事)

本会議は、スポーツ庁および当協会をはじめとするスポーツ関係8団体と開催県で構成する「生涯スポーツ・体力づくり全国会議実行委員会」が主催し、毎年開催している。本年は公益財団法人ミズノスポーツ振興財団からの助成、企業・団体からの協賛をいただき、令和 8 年 2 月 10 日に栃木県総合文化センターにおいて開催し、438 名の参加を得た。

今回は、全体テーマを「スポーツがもたらす新たな価値の発見」とし、全体会では「次期スポーツ基本計画に向けた期待」をテーマにトークセッションを行い、スピーカーとして、スポーツ庁の河合長官をはじめ4名の方々に、それぞれの立場から発言いただいた。

分科会は、主催団体がそれぞれ担当し、4つのテーマで開催した。当協会が担当した第1分科会では、「『ガバナンスコードから考える女性が活躍できる環境づくりについて』～役員登用の課題に着目して～」をテーマに実施した。

全日本柔道連盟の取組事例を参考に、スポーツ団体や組織の持続可能性を高める上で不可欠な女性活躍に向けた改善策、多様性のある組織づくりについて考える機会となった。

7. スポーツ指導者育成関係

スポーツ指導者育成関係について、以下のとおり報告。

(1) 福岡県福津市における運動部活動の地域展開を踏まえたジュニアスポーツの環境整備に向けた四者協定の締結について

(森岡専務理事)

去る 2 月 1 日に、福岡県福津市、福岡県、福岡県スポーツ協会、日本スポーツ協会の四者で福岡県福津市における運動部活動の地域展開を踏まえたジュニアスポーツの環境整備に向けた四者協定を締結した。

福津市では、子ども達からの、「指導者資格を持った指導者による質の高い指導を受けたい」という声を受け、市が認定する地域クラブに、スポーツコーチングリーダーを必ず 1 名配置し、指導者にはスタートコーチ以上の取得を義務付けるという日本初の取組を決定した。

この取組を、福岡県、福岡県スポーツ協会、日本スポーツ協会が支えることが本協定の目的であり、将来的には同県内の大学との連携も視野に入れている。

当協会としては、この取組を全国の自治体にも横展開し、子どもや保護者が安全安心にスポーツに取り組むことができる環境の確保をすすめている。

(勝田常務理事)

指導者育成委員会としては、このような自治体の取組が全国に広がっていくことを期待している。当協会は、様々な領域において指導者の養成を行っており、各自治体との連携

についても、実態に応じて多様な可能性を視野に入れながら取り組んでいきたい。

特に、昨今は部活動の地域展開など、社会全体が大きな変化の中にある。こうした状況を踏まえ、指導者が新たにどのような知識・技能を身につける必要があるのかについても検討を進めていきたい。

8. 総合型地域スポーツクラブ関係

総合型地域スポーツクラブ関係について、以下のとおり報告。

(1) “スポーツ×地域課題解決”ネクスト会議の終了について

(森岡専務理事)

当協会が設置している地域スポーツ推進中央協議会と、都道府県スポーツ協会が設置する地域スポーツ推進団体連絡会議の、縦の連携強化・連携促進、各都道府県の横の繋がりがや事例等の共有による基盤強化の必要性を認識し、一堂に会する機会として、同会議を今年度初めて開催した。当日は現地参集とオンラインを合計し、109名の参加を得て開催した。

当日のオープニングでは、スポーツ庁から部活動の地域展開に関する進捗状況を報告いただいた。

中央協議会からの事例発表では、本年度から運用開始した総合型地域スポーツクラブ認証制度における部活動の地域展開タイプの2つの認証クラブが、各クラブの部活動の地域展開に対する取り組み状況を事例発表するとともに、認証を活用した今後の展望なども発表された。

都道府県スポーツ協会からの事例発表では、これまで行ってきた地域課題解決に向けた取組について、施策立案の背景、取組の現状や課題等を2つの都道府県から発表された。

情報交換では、各都道府県における地域課題解決に向けた取り組みやアイデアの共有や、都道府県スポーツ協会が申請・実施する地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業の今後の活用などについてディスカッションされた。

事後アンケート結果から、本会議全体に対する満足度は高く、「とても満足している」と「満足している」と回答した者が合わせて95%を占めていたことから、次年度以降改善を加えて、継続開催も検討している。

9. スポーツ医・科学関係

スポーツ医・科学関係について、以下のとおり報告。

(1) 横須賀市立小学校の体育授業における

「JSPO-ACP 実践モデル事業」実施報告について

(山本常務理事)

JSPO と横須賀市教育委員会との連携による、横須賀市内の小学校を対象としたJSPO-ACP 実践モデル事業では、小学校の体育授業でのJSPO-ACP の実践、それに伴う効果検証等を行うことで、横須賀市立小学校の体育授業の質の向上を図り、児童の

運動習慣の確立と体力向上を推進することを目的としている。

このモデル事業では、今年度から3年間にわたって同一の小学校で、同じ児童を対象として、長期的な追跡調査を実施するが、このほど、令和7年度の体育授業でのJSPO-ACPの実践が終了した。

4つの小学校において、3年生計10クラスの子どもたちを対象に、体育授業の冒頭に実施するウォーミングアップの一環として、約10分間ずつJSPO-ACPを実践した。

また、JSPO-ACP実践前後に児童を対象として、運動・スポーツや体育の好き嫌い、準備運動に関する意識について、調査を実施し、現在は調査結果の分析作業を行っている。

なお、このモデル事業の終了年度となる令和9年度までは、あらかじめJSPO-ACPのノウハウを学んだ地域の指導者の協力を仰ぎ、その指導者を学校へ派遣し、対象校の教員と連携してJSPO-ACPを実践する計画としている。

来年度以降も指導体制については今年度同様とするが、JSPO-ACPの実践回数を今年度の1単元、同一の運動種目に取り組む6回にわたる授業数から、2単元、12回の実践に増やす予定。

来年度からは教員を対象とするJSPO-ACP研修会を開催し、令和10年度以降は横須賀市内のすべての小学校において、教員自身によるJSPO-ACPの実践を、年間を通して行える体制整備に向けて取り組む。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時40分に閉会。